

資料 1

「3カ年の達成項目及び取り組み内容」

(平成20年度～平成22年度)

- | | |
|-----------------|------|
| 1. 「協働型行政への転換」 | 35項目 |
| 2. 「行政運営の改革」 | 31項目 |
| 3. 「健全な財政運営の確立」 | 43項目 |

【もくじ】

1. 協働型行政への転換	1
(1) 市民参加体制の充実	1
(2) 市民協働の推進	4
2. 行政運営の改革	10
(1) 施策の選択と集中	10
(2) 事業の実施体制の最適化	11
(3) サービスの提供方法等の充実	13
(4) 人材の育成	15
3. 健全な財政運営の確立	18
(1) 行政運営経費の見直し	18
(2) 市民サービスの再構築	23
(3) 投資的経費の抑制と将来債務の軽減	26
(4) 歳入の確保	26
用語解説	29

1. 協働型行政への転換

～協働のまちづくりに向けて～

(1)市民参加体制の充実

①市民ニーズに対応した情報発信の充実

○市ホームページの見直し

市ホームページについて、情報公開・協働などの観点から市としての情報発信の在り方を見直し、イベント情報などの掲載方法をはじめとして、より充実した内容となるよう見直しを行います。

3カ年の取り組み内容

平成22年10月に市ホームページを全面リニューアルし、「暮らし」「市政」「観光・文化財」「ビジネス」「こんなときは」という分類を設け、より閲覧者が情報を探しやすくなるなどの改良を行いました。

①市民ニーズに対応した情報発信の充実

○市ホームページの外部評価、内部評価の実施

市民が必要としている内容を反映させるため、市ホームページを外部から評価する仕組みを構築し、同時に、庁内においても各部署間の掲載内容に格差がないよう、内部評価を行います。

3カ年の取り組み内容

市ホームページの内部評価(庁内イントラネットにより全職員から意見を募集)、外部評価(市政モニターへの市ホームページに関するアンケート調査)を実施しました。

①市民ニーズに対応した情報発信の充実

○モックルめーる、携帯版ホームページの充実

「モックルめーる※1」の充実や、市の携帯電話版ホームページについても内容の充実を図り、より市民の生活に密着した情報の提供に努めます。

3カ年の取り組み内容

モックルめーる、携帯版ホームページを充実させました。また、携帯版ホームページは、より柔軟な対応が可能となるよう新システムに移行しました。

①市民ニーズに対応した情報発信の充実

○出前講座の充実

引き続き、出前講座を実施し、その内容の充実を図り、積極的な説明機会の充実に努めます。

3カ年の取り組み内容

出前講座のメニューの充実のため、全庁各課に新規メニューの提案を依頼しました。

①市民ニーズに対応した情報発信の充実

○庁内放送の有効活用

庁内放送を有効活用し、来庁者に対するイベント情報などの提供を行います。

3カ年の取り組み内容

市が実施する講演会や展示会、各種イベントなどを中心に、庁内放送での市の制度や手続き案内、重要施策などの情報発信に加えて、モニターによる情報発信を実施しました。

②行政運営に関する情報の公開

○新たな広報の検討

本市の行政課題を積極的に発信することを目的に、例えばパブリックコメント※2実施時にその課題について広報紙で特集を組むなど、これからの市広報のあり方を検討し、新たな情報提供に向け全庁的に取り組みを進めます。

3カ年の取り組み内容

年度当初に、パブリックコメントを実施する予定の計画などを把握し、広報年間計画を策定しました。また、行政課題を積極的に発信することを目的に、各行政分野の課題などの特集を広報紙に掲載したほか、ホームページの活用・新聞社への情報提供・くらしの便利帳の作成など積極的な情報提供を行いました。

②行政運営に関する情報の公開

○行政情報の積極的な発信

行政運営に関する情報、とりわけ財政状況については、その状況について市民の理解を得ることを念頭に、より積極的な情報提供に努めます。

3カ年の取り組み内容

広報紙やホームページで、財政状況や税・保険などの市民生活に影響の大きな行政情報について、特集などを活用し積極的な情報発信を行いました。

②行政運営に関する情報の公開

○連結バランスシート等の公表

財政状況を具体的に表す手法として、バランスシート※3や行政コスト計算書の公表に続き、公営企業や第三セクター等を含めた連結バランスシートの作成・公表に取り組みます。

3カ年の取り組み内容

公会計の情報収集及び分析方法などの研究を行い、財務書類4表及び連結財務書類を作成し、公表を行いました。

②行政運営に関する情報の公開

○会議議事録の公開徹底

公開で実施された審議会等の議事録については、閲覧だけではなく積極的な公表を行います。また公表にあたっては、閲覧者が見やすくなるような配慮を行います。

3カ年の取り組み内容

公開で実施された会議の議事録は、情報センターで閲覧に供するとともに、ホームページへの積極的な公表を行いました。

②行政運営に関する情報の公開

○各種計画の進捗状況、運用指針の公開

市で策定する計画等の進捗状況に関する積極的な公開や、行政内部の運用指針についても可能な限り公開に努めます

3カ年の取り組み内容

パブリックコメントの積極的な公開と見やすい結果公表に努めました。

③市民参加制度の適切な運用

○既存制度の適切な運用

各種審議会等への市民参加を促すため、「河内長野市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」の趣旨に則り、審議会等の委員についてさらなる公募枠の確保や公募枠のある審議会等の一覧の公表を行うなどの取り組みを進めるほか、パブリックコメント制度の適切な運用などに努めます。

3カ年の取り組み内容

「河内長野市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」の趣旨に則って、公募枠のある審議会などの一覧をホームページで公表し、各種審議会などへの市民参加の促進に努めました。

③市民参加制度の適切な運用

○市民参加方策の充実

電子申請を活用したアンケートの実施や、外部の視点を取り入れて事務事業を評価する手法について研究し、市民参加の方策の充実を図ります

3カ年の取り組み内容

市の行財政改革に対して、市民などで構成する「行政改革推進委員会」を通じて市民の意見を取り入れるとともに、市民や外部の第三者など、外部の視点による事務事業評価の一つの手法としての「事業仕分け」を平成23年度に実施するため、その考え方や方法について検討を行い、仕分け人の公募や対象事業の抽出などの準備を行いました。

④情報の分析・活用

○ホームページへのFAQ(よくあるお問い合わせ)の掲載

広聴活動や市民参加により得られた情報を分析・整理し、市民からの問い合わせなど、いろいろな疑問にお答えするため、ホームページにFAQ(よくあるお問い合わせ)を掲載します。

3カ年の取り組み内容

各課などに寄せられる質問や意見をもとにFAQ(よくあるお問い合わせ)を作成し、ホームページ上に掲載しました。

④情報の分析・活用

○情報の分析による市民ニーズの把握

ホームページへのFAQを作成する過程で集約された情報を活用し、市民ニーズの把握に繋がるための仕組みを構築します。

3カ年の取り組み内容

各課に寄せられる意見や質問をもとにFAQを作成するとともに、意見や質問の内容を分析し、市民ニーズの把握につながる意見については、実施計画策定時に施策立案の参考とすることとしました。

(2)市民協働の推進

①市民公益活動の基盤づくり

○様々な機会を通じた普及啓発の充実

講座やイベント・生涯学習などを通して、市民公益活動に関する普及啓発の充実に努めます。

3カ年の取り組み内容

ボランティア・市民活動フェスティバルの開催など、市民公益活動に関する普及啓発の充実に継続的に取り組みました。

①市民公益活動の基盤づくり

○市民公益活動への参加促進策の充実

市民公益活動保険へ加入促進など、市民公益活動に参加しやすい環境づくりを進め、入門講座や体験学習の充実などにより、市民公益活動への参加に向けてのきっかけづくりを進めます。

3カ年の取り組み内容

ボランティア活動入門講座やボランティア活動体験・見学プログラムの開催など、市民公益活動に関する参加促進策の充実に継続的に取り組みました。

①市民公益活動の基盤づくり
○情報の収集、提供の充実

市民公益活動に関する情報、活動支援に関する情報、協働促進に関する情報の収集・提供の充実に努めます。

3カ年の取り組み内容

ボランティア・市民活動団体紹介冊子の作成やるーぷらざ業務などを通して、市民公益活動や活動支援などに関する情報の収集・提供の充実に取り組みました。

①市民公益活動の基盤づくり
○多様な媒体による情報提供とネットワーク化の充実

紙媒体やホームページなど、多様な媒体による情報提供と、ネットワーク化の充実に努めます。

3カ年の取り組み内容

チラシや情報紙といった紙媒体をはじめ、るーぷらざのホームページなど、IT関係の情報提供の充実を図りました。

①市民公益活動の基盤づくり
○人材の育成方策の充実

グループ運営講座、ボランティアアドバイザー※4養成講座など、組織の管理・運営を担う人材、活動への参加を促進する人材、協働などを促進する人材育成の充実に努めます。

3カ年の取り組み内容

グループ運営講座やボランティアアドバイザー養成講座などの開催により、様々な人材育成の充実を図りました。

①市民公益活動の基盤づくり
○人材発掘・確保の方策検討、実施

団塊の世代などに向けた取り組みや、事業者、大学などとの人的交流などを通じた人材の発掘・確保に取り組みます。

3カ年の取り組み内容

各市の市民公益活動支援センターを基軸に、単発のイベントに終わらない、市民主体での連携・人材の発掘・確保の在り方を模索してきました。なお、大学との連携も可能となり、更なる取り組みの充実に取り組みました。

①市民公益活動の基盤づくり

○資金面において社会全体で支える仕組みづくり

助成金情報など資金確保のための情報提供や基金制度の創設検討など、資金面において社会全体で支える仕組みづくりを行います。

3カ年の取り組み内容

市民公益活動支援センターからの情報提供にあわせて、資金面で社会全体で市民公益活動を支えるしくみとして基金制度の導入を行いました。

①市民公益活動の基盤づくり

○立ち上げ支援策の検討

補助金制度や融資制度など、活動主体への立ち上げ支援策の検討を進めます。

3カ年の取り組み内容

より住み良いまちづくりを実現するためには、市民公益活動の活性化が必要なことから、地域や社会が抱える課題などの解決や新たな公共サービスの充実を目的とし、市民公益活動支援基金(ふれあいるーぷ基金)及び市民公益活動支援補助金を導入し、市民公益活動の立ち上げ支援を図りました。

①市民公益活動の基盤づくり

○活動しやすい環境づくりの推進

各施設の情報の一元化、空き情報の確認や、施設予約などを統一するなど、手続きの簡素化を進めるとともに、各施設の利用ルールの統一化に向けた検討を行うなど、活動しやすい環境づくりを進めます。

3カ年の取り組み内容

利用者登録の柔軟化や使用料減免の統一化、抽選の導入などの見直しを行うことで、利用者の利便性向上に努めました。

①市民公益活動の基盤づくり

○交流促進策の充実

市民公益活動団体同士をはじめ、多様な担い手が交流し、信頼関係を築いていけるような仕組みづくりを行います。

3カ年の取り組み内容

団体交流会や定期的(月1回)に自由に意見を交換できる場として「るーぷの集い」を開催しました。

②市民と行政の協働推進

○行政領域の見直し

本来、行政が担うべきサービスか、民間などに任せるべきサービスかの分類、整理を行います。

3カ年の取り組み内容

本来行政が行うべきサービスか、民間などに任せるべきサービスかの分類、整理を行うため、「アウトソーシング等指針」を策定し、その方針に基づいて一部施設の廃止や、事業の外部委託などの見直しを行いました。また、それを外部の視点から行うための一つの手法としての「事業仕分け」を平成23年度に実施するため、その考え方や方法について検討を行い、仕分け人の公募や対象事業の抽出などの準備を行いました。

②市民と行政の協働推進

○市民と行政の協働に関する情報共有の方策検討

協働につながる様々な情報提供、市民と行政が対等な関係で情報を交換・共有できる場や機会づくりに努めます。

3カ年の取り組み内容

市民と行政の意見交換会をはじめ、協働を進めるための考え方やノウハウ、協働事業の事例、協働に関する行政の取り組みなどの情報をホームページ上で公開するとともに、市民公益活動支援センターが新たに導入した協働事業提案制度に対応するようになったことから、協働事業提案事業活用講座の実施や相談対応を行うことにより、更なる情報提供を行いました。

②市民と行政の協働推進

○協働の事業化を進めるための仕組みづくり

協働を行っていく計画段階として、事業化を図り、効果的に事業を行っていくためのしくみづくりを進めていきます。(提案公募型委託の導入検討など)

3カ年の取り組み内容

市民公益活動の専門性や柔軟性などを活かした事業の提案を公募し、市民と行政が協働で取り組むことで、地域や社会の課題の効率的・効果的な解決を図るとともに、行政への市民参加の促進を図り、暮らしやすい地域社会を実現していくための仕組みづくりとして、協働事業提案制度を導入しました。

②市民と行政の協働推進

○事業の円滑な実施のための仕組みづくり

お互いの合意形成に向けた取り組みを行い、事業の円滑な実施のための仕組みづくりを進めます。(協定書導入の検討など)

3カ年の取り組み内容

協働マニュアルを市民とともに作成し、周知を図りました。また、平成22年度に導入した協働事業提案制度を通じて、協定書の作成など、協働マニュアルを活用した協働事業の円滑な実施を促進しました。

②市民と行政の協働推進

○協働の評価の仕組みづくり

費用や効果だけでなく、支援・協働のあり方に則して実施されたのかどうかなど、協働という視点での評価の仕組みづくりを進めます

3カ年の取り組み内容

協働マニュアルを市民とともに作成し、周知を図りました。また、平成22年度に導入した協働事業提案制度を通じて、評価を意識した目標設定を行うなど、協働マニュアルを活用した協働事業の評価促進に向けた取り組みを行いました。

③市民相互の協働推進

○連携の「機会」づくりの検討・実施

特定のテーマによる市民相互の協働に結びつく様々な情報の提供、担い手同士のコーディネート※5など、連携の「機会」づくりに努めます。

3カ年の取り組み内容

全市を対象として、定期的(月1回/年12回)に自由に意見を交換できる場として「るーぷの集い」を開催するとともに、団体交流会についても、試行的にテーマを絞った交流の取り組みを導入しました。また、南河内地域の情報交換と出会いの場づくりを目的としたラウンドテーブルを大阪大谷大学で実施し、テーマに分かれた意見交換を行いました。

③市民相互の協働推進

○地域づくり活動の推進策の充実

意識の醸成を図るための講演会・研修会の開催、連携の「場」づくりへの取り組みなど、地域づくり活動の推進を図ります。(まちづくり講演会、まちづくり交流会の充実など)

3カ年の取り組み内容

まちづくり講演会の開催とともに、概ね小学校区で定期的(月1回)に自由に意見を交換できる場として「まちづくり交流会」を開催しました。また、地域の課題を地域自らで解決しようとする組織である「地域まちづくり協議会」については、その準備会を1校区で立ち上げるとともに、協議会に対する財政面や人材面での支援策を導入しました。

③市民相互の協働推進

○自治会活動の活性化策の充実

転入世帯への加入促進のチラシ配布など、自治会への加入を促進し、ハンドブックの作成、講演会の実施など、自治会活動の活性化に向けた取り組みの充実に努めます。(自治会講演会、自治会ハンドブックの充実など)

3カ年の取り組み内容

加入促進のため、チラシの配布や広報・市ホームページへ啓発記事を掲載するとともに、自治会講演会を毎年開催し、平成21年度からは、市内の自治会が集まり、地域でかかえる課題などを気軽に情報交換し合う「自治会交流会」を開催し、自治会活動の活性化に努めました。また、自治会ハンドブックを毎年改訂・更新するなど、自治会活動への支援を図りました。

④推進の仕組みづくり

○協働マニュアルの作成、周知

指針に基づいた支援や協働についての具体的なルールづくりとして、協働マニュアルを作成し、周知します。

3カ年の取り組み内容

協働に関する基礎知識や協働の実践方法(市民編・行政編)、協働を支援する市民公益活動センターの情報などを記載した協働マニュアルを市民とともに作成し、市民向けパンフレットやイベントで周知を図りました。

④推進の仕組みづくり

○庁内の推進体制の強化

庁内組織の充実や職員研修の実施など、市民公益活動の支援や協働促進を全庁的に進める体制を強化します。(委員会、研究会の実施など)

3カ年の取り組み内容

庁内組織を引き続き設置するとともに、ファンリテーター※6研修など、協働促進に関する職員研修を実施・充実しました。

④推進の仕組みづくり

○懇談会の設置

市民公益活動団体、学識経験者などで構成する懇談会を引き続き設置します

3カ年の取り組み内容

懇談会を継続して設置しました。

2. 行政運営の改革

～市民満足度の高いサービスの提供～

(1) 施策の選択と集中

① 市民ニーズの把握

○ ホームページの活用による市民意識調査などの充実

市民ニーズを把握するため、郵送によるほかホームページの活用などを行い、市民意識調査などの充実を図ります。

3カ年の取り組み内容

市民意識調査は、統計的な意識を把握するための調査なのでホームページの活用は困難であることがわかったため、市民意識調査とは別に、不特定多数の方が自由に参加できるアンケートを電子申請システムを活用して実施しました。

① 市民ニーズの把握

○ タウンミーティングの実施

市民との対話を通じ、市民ニーズを把握するとともに、市民の声を市政に反映するため、河内長野市タウンミーティング実施要綱に基づき、積極的、継続的にタウンミーティングを実施します。

3カ年の取り組み内容

市民の目線、市民の感覚を大切にまちづくりを進めるため、新たな手法で平成22年度より「市長まちかどトーク」を始めました。

① 市民ニーズの把握

○ 情報の分析による市民ニーズの把握(再掲)

ホームページへのFAQを作成する過程で集約された情報を活用し、市民ニーズの把握に繋がるための仕組みを構築します(再掲)

3カ年の取り組み内容

各課に寄せられる意見や質問をもとにFAQを作成するとともに、意見や質問の内容を分析し、市民ニーズの把握につながる意見については、実施計画策定時に施策立案の参考とすることとしました。(再掲)

② 事業優先度の明確化

○ 事業優先度の明確化による施策の選択

各事業について、第4次総合計画重点施策を展開することの「必要性」、市民ニーズ等により施策を展開していくことの「重要性」、時代潮流などに対応していくための「戦略性」、施策を実施した場合の「効果性」などの観点から事業優先度の明確化を行い、施策の「選択と集中」を行います。

3カ年の取り組み内容

第4～6期実施計画の策定において、必要性、重要性、戦略性、効果性の4項目を重点的に判断し施策の採択を行いました。

③サービス内容等の見直し

○サービス内容等の見直し

国や府の定める補助制度基準を超える高次元サービスおよび市独自の付加的な高次元サービスなどについて見直しを行います。

3カ年の取り組み内容

各種事業について国・府の補助基準を超える高次元サービスおよび市単独の付加的な高次元サービスなどについて見直しを行いました。

④政策決定機能の強化

○政策決定機能の強化

政策推進会議の運用などを見直しをはじめ、組織における意思決定機能のあり方などについて検討し、政策決定機能のさらなる強化を図ります。

3カ年の取り組み内容

特に重要な事項について機動的に意思決定するために、「経営会議」を廃止し、構成人数を適正化した最高意思決定会議として「庁議」を設置しました。

(2)事業の実施体制の最適化

①行政領域の見直し等

○行政領域の見直し(再掲)

本来、行政が担うべきサービスか、民間などに任せるべきサービスかの分類、整理を行います。その結果、民間などに任せるべき事務事業にあっては民営化や民間委託を行い、市と市民団体やNPO団体などが協力し合って推進していくことが適当な事業にあっては、効率性および協働型行政への転換を図る観点から協働事業として推進します。(再掲)

3カ年の取り組み内容

本来行政が行うべきサービスか、民間などに任せるべきサービスかの分離、整理を行うため、「アウトソーシング等指針」を策定し、その方針に基づいて一部施設の廃止や、事業の外部委託などを見直しを行いました。(再掲)

①行政領域の見直し等

○指定管理者制度の導入

公の施設について、一括して民間に任せることで、施設の設置目的をより効果的に実現し、かつ効率的な管理運営ができる場合には指定管理者制度の導入を行います。

3カ年の取り組み内容

公の施設について、行政領域の見直しと連携し、施設の設置目的をより効果的に実現し、かつ効率的な管理運営ができるかどうかの観点から指定管理者制度の導入を引き続き検討しました。

①行政領域の見直し等

○アウトソーシング推進指針などの策定

行政の守備範囲のほか、施策の適正な実施主体の分類、整理を行い、アウトソーシング※7を推進するため、その指針などを策定します。

3か年の取り組み内容

本来行政が行うべきサービスか、民間などに任せるべきサービスかの分離、整理を行うため、「アウトソーシング等指針」を策定し、その方針に基づいて一部施設の廃止や、事業の外部委託などの見直しを行いました。

①行政領域の見直し等

○指定管理者モニタリング制度の導入

指定管理者の実施する業務が市民満足度に寄与しているかどうかなどについて客観的に評価するため、指定管理者のモニタリング制度の導入を行います。

3か年の取り組み内容

適正な業務の実施と、市民満足度の向上を目的として、指定管理者からの報告や現地調査などにより指定管理者の業務の実施状況を確認し、必要に応じて指定管理者に対して指導や助言を行う、指定管理者モニタリング制度を各施設に導入しました。

②組織のスリム化等への取り組み

○簡素で効率的な組織の構築など

行政領域の見直しや施策の選択などを踏まえ、市が実施すべき業務内容および業務量に応じた簡素で効率的な組織の構築を図ります。その際、部・空間にまたがる類似業務の統一や関連業務のスムーズな連携に留意するなど、状況に適したスリムで機能的な組織の構築を図ります。さらに、迅速な意思決定および適切な権限配分をさらに進めるための方法などについての検討を行います。

3か年の取り組み内容

平成18年4月実施の組織機構改革の方針を踏襲しつつ、さらなる組織のスリム化、フラット化やグループ制の改善などを図るため、組織機構改革を行いました。

③適正な定員管理

○第3次定員適正化計画の策定

現行の第2次定員適正化計画(改定版)の計画期間が、平成21年度までとなっており、新たな定員適正化計画を行政領域の見直しや事務の委託化、嘱託員・アルバイト職員の活用等の検討結果を踏まえて策定します。

3か年の取り組み内容

行政領域の見直しや事務の委託化、嘱託員・アルバイト職員の活用などの検討結果、大阪府からの事務移譲の状況などを踏まえ、第3次定員適正化計画を策定しました。

③適正な定員管理

○業務の委託化および再任用職員、嘱託員、アルバイト職員、民間派遣の活用

窓口業務をはじめとし、すべての業務について委託化や再任用職員の活用、嘱託員・アルバイト職員の活用、民間からの派遣について検討し、業務に応じた柔軟な実施体制の構築を図ります。

3カ年の取り組み内容

業務の性格や内容、形態などを勘案しながら、引き続き再任用職員及び嘱託員・アルバイト職員の活用を行いました。

③適正な定員管理

○グループ制を生かした職員の柔軟な活用

グループ制の長所をさらに生かし、繁忙期などにおいて課内はもちろんのこと室内、部内での職員の柔軟な活用を図ります。また、嘱託員、アルバイト職員についても、柔軟な活用に努めます。

3カ年の取り組み内容

グループ制のメリットである柔軟性を活かす効果も含め少人数の課を可能な限り統合し、業務の進行管理機能や課長の補佐・代理機能などの役割を内外に対して明確化するため、「統括主幹」を設置するなど、平成22年度実施の機構改革によりグループ制の改善を図りました。

(3)サービスの提供方法等の充実

①サービスの提供方法等の見直し

○電子申請などの拡充

各種手続き、申請などについて、インターネットを利用した電子申請など利便性の高い方法の拡充を行います。

3カ年の取り組み内容

市ホームページのリニューアルにあわせて、電子申請システムもより柔軟なシステムに改めました。

①サービスの提供方法等の見直し

○窓口一元化、総合窓口体制の構築

証明書等の交付窓口の一元化や総合的な窓口体制の構築などを図ります。

3カ年の取り組み内容

ワンストップサービス向上のため、引き続き利用者の目線から窓口サービスの実態や問題点について分析を行うとともに、集約が可能な窓口業務について検討を行いました。

①サービスの提供方法等の見直し

○ホームページへのFAQ(よくあるお問い合わせ)の掲載(再掲)

広聴活動や市民参加により得られた情報を分析・整理し、市民からの問い合わせなど、いろいろな疑問にお答えするため、ホームページにFAQ(よくあるお問い合わせ)を掲載します。(再掲)

3カ年の取り組み内容

各課などに寄せられる質問や意見をもとにFAQ(よくあるお問い合わせ)を作成し、ホームページ上に掲載しました。(再掲)

①サービスの提供方法等の見直し

○類似事業、類似イベントの整理統合など

類似事業、類似イベントなどの整理統合を行うとともに、複数のイベントを同時に開催するなど市民にとって利便性のある有意義なサービスの提供に努めます。

3カ年の取り組み内容

類似事業、類似イベントなどの実施時期、内容、対象者など状況把握を行い整理をしました。

②ITの活用推進

○公共施設予約システムの対象施設の拡大

公共施設予約システムにおいて対象施設の拡大を行い、市民の利便性の増大を図ります

3カ年の取り組み内容

平成20年度に対象施設の拡大を行ってからは、予約システムを導入すべき施設がありませんでした。

②ITの活用推進

○戸籍の電算化

紙台帳の戸籍を電子データ化し、オンライン処理を行うシステムの構築を行い、事務処理の迅速化を図ります。

3カ年の取り組み内容

紙台帳の戸籍を電子データ化してオンライン処理するシステムを構築し、事務処理の迅速化と関連業務経費の削減を図りました。

②ITの活用推進

○庁内における情報共有ルールの整備

さまざまな情報に関し、職員がいつでも誰でもそれらの情報を共有できるルールを整備します。

3カ年の取り組み内容

従前から庁内ポータルサイトに各種資料や様式などを掲載し、庁内での情報共有を進めてきましたが、さらに職員メールアドレスの検索機能の追加や、動画情報の共有ルールの整備、部長会会議録の掲載、FAQの蓄積など、随時見直しを行いました。

(4)人材の育成

①人事管理

○人材の確保

市が求める優秀な人材を確保するため、多角的な人物評価を行うなど、さらに採用試験制度の充実を図ります。また、民間企業等での職務経験や高度な専門的知識などを有する者など市にとって必要とする多様な人材の確保を行います。

3カ年の取り組み内容

平成20年度職員採用試験(事務職上級)から、受験資格の年齢を3歳引き上げるとともに、平成22年度には上級試験の学歴要件を緩和し、民間職務経験者など有能な人材の確保に努めました。また、選考に当たっては民間の面接官を登用するなど人物重視の採用を行いました。

①人事管理

○計画的な人事異動の推進

職種の枠組みを越えた人事配置の検討も含め、長期的な観点から人材の育成を図るため、計画的な人事異動を推進します。

3カ年の取り組み内容

平成20年度には、職種の枠組みを超えた人事配置を行いました。また、専門的知識や経験、職務に対する適性などを考慮し、職員の意欲と能力を十分に生かせるよう、計画的な人事異動を行いました。

①人事管理

○管理職等への早期登用の実施

団塊の世代の大量退職や組織・定数のスリム化、意思決定の高度化などに適切に対応していくため、能力と意欲のある職員の管理職等へのより一層の早期登用を行います。

3カ年の取り組み内容

能力と意欲のある職員の管理職などへのより一層の早期登用を行うため、課長級昇任試験の受験資格の引き下げ(主幹級在職4年以上から3年以上)を行いました。また、主幹級への昇任について、能力と意欲のある職員の早期登用を行いました。

①人事管理

○人事考課制度の導入

能力と実績を適正に評価するとともに、人材育成に主眼を置いた人事考課制度を導入します。

3カ年の取り組み内容

課長級以上を対象に人事評価制度(実績と能力の総合評価)を実施しました。また、主幹級以下についても平成23年度からの人事評価制度の導入に向けて人事評価マニュアルの一部改正を行い、評価者である課長級を対象に、制度説明会及び研修を実施しました。

②職員研修

○効果的な研修の実施

職員の主体的な能力開発を支援するとともに、職場研修(OJT)の推進や職場外研修の充実など効果的な研修を実施します。

3カ年の取り組み内容

通信教育や自主研究グループへの助成など自己啓発の支援を継続して実施しました。また、主幹級以上の職員を対象に目標管理及び人事評価制度について研修を実施しました。

②職員研修

○研修体系の見直し

多様化・複雑化する行政課題や急激な社会環境の変化に適切に対応できる職員を育成するため、新たな研修内容や研修技法の情報収集に努め、適宜、研修体系の見直しを行います。

3カ年の取り組み内容

市民との協働の推進や組織コミュニケーションの円滑化を図るため、主査級職員を対象に「ファシリテーション能力の向上」研修を新たに実施しました。また、集中改革プランにより職員が削減された体制でも市民に満足していただけるようにCS※8向上研修を実施しました。また、精神を患う職員が増加してきたことからメンタルヘルス研修(ラインケア・セルフケア)を実施しました。

②職員研修

○民間企業、研修・研究機関などへの職員派遣

広い視野や専門的な知識等を習得させるため、民間企業、他の自治体、大学などの研修・研究機関などへの職員派遣を実施します。

3カ年の取り組み内容

大阪府及び自治大学校への派遣研修を実施するとともに、市町村アカデミーなどの専門機関への派遣研修を実施しました。

③職場の環境整備
○職場研修の推進

管理監督者の意識改革とマネジメント能力の強化を図り、日常業務を通じた効果的な職場研修の実施を推進します。

3カ年の取り組み内容

管理監督者を対象とした部下育成やマネジメント研修、メンタルヘルス(ラインケア)研修を実施しました。また、接遇向上のための職場研修や目標管理を通じて組織目標の明確化、情報の共有化を図りました。

③職場の環境整備
○目標管理制度の確立

目標管理制度を確立し、組織目標の明確化を行うとともに情報の共有化を図ります。

3カ年の取り組み内容

人事評価制度の実施にあわせ、目標管理制度においても制度の整備を行うとともに研修を実施し制度の定着化を図りました。

③職場の環境整備
○健康管理体制の充実

職員が安心して職務に専念できるよう、心身両面にわたる総合的な健康管理を推進します。

3カ年の取り組み内容

産業医による健康相談を月1回実施するとともに、健康保持・増進のための啓発や情報提供に努めました。

3. 健全な財政運営の確立 ～安定した財政基盤の確保～

(1)行政運営経費の見直し

財政健全化プログラム【視点1】

①人件費の抑制

○職員数の削減1（職員削減計画目標の早期達成など）

職員数削減計画目標の早期達成と更なる削減について検討します。

3カ年の取り組み内容

大阪府からの事務移譲により職員数が一時増加するなど、職員数の増加要因が働く中、既存業務において市民サービスの質、量の低下を招かないよう注意しながら、適正な職員数での市民サービスの維持向上に努めました。

①人件費の抑制

○職員数の削減2（職員配置の適正化）

業務量や国の配置基準などを勘案し、職員配置の適正化に努めます。

3カ年の取り組み内容

大阪府からの権限移譲などの増加要因による職員数の増が見込まれる中、市民サービスの質を保ちながら職員配置の適正化に取り組みました。

①人件費の抑制

○給与の見直し1（給与水準の適正化など）

給与水準の適正化に努め、諸手当については国及び他団体の状況等を勘案し見直しを行います。

3カ年の取り組み内容

国家公務員と異なる給与制度について、府内各市の状況などを勘案し、必要に応じ給与の適正化に努めました。

①人件費の抑制

○給与の見直し2（特別職の給料の減額など）

特別職の給料の減額を継続し、退職手当率については他団体の状況等を勘案し見直しを行います。

3カ年の取り組み内容

特別職の給料の減額について、平成24年8月2日まで延長して実施するよう改めました。また、退職手当についても、減額後の給料月額を基礎として算定するよう改正しました。

②内部管理経費の効率化とコストの縮減

○電子市役所の構築1(再掲:電子申請の充実など)

各種申請・届出等の手続きのオンライン化により効率化を図ります。

3カ年の取り組み内容

市ホームページのリニューアルにあわせて既存の電子申請メニューの見直しを行い、各種申請・届出などの手続きのオンライン化のための環境を改善しました。

②内部管理経費の効率化とコストの縮減

○電子市役所の構築2(再掲:公共施設予約システム導入)

公共施設予約システム導入により効率化を図ります。

3カ年の取り組み内容

施設連携会議でシステムの問題点などを協議検討し、安定したシステム運用を図りました。また、各施設ごとの減免基準などを統一しました。

②内部管理経費の効率化とコストの縮減

○戸籍電算化(再掲)

紙台帳の戸籍を電子データ化してオンライン処理をするシステムを構築し、事務処理の迅速化と関連業務経費の削減を図ります。(再掲)

3カ年の取り組み内容

紙台帳の戸籍を電子データ化してオンライン処理するシステムを構築し、事務処理の迅速化と関連業務経費の削減を図りました。(再掲)

②内部管理経費の効率化とコストの縮減

○事務経費の節減

需用費その他の事務経費の徹底した節減合理化を図ります。

3カ年の取り組み内容

需用費その他の事務経費の徹底した節減合理化を図りました。

③公共施設の統廃合や管理運営のあり方の見直し

○廃止の検討2（天見保育所）

地域の就学前児童数の減少により天見保育所を廃止します。

3カ年の取り組み内容

地域の就学前児童数の減少により、天見保育所を平成20年3月31日付けで廃止しました。

③公共施設の統廃合や管理運営のあり方の見直し

○廃止の検討3（滝畑レイクパーク(スーパースライダー)）

滝畑レイクパーク(スーパースライダー)は余暇活動の変化等により設置目的が薄れてきたことにより廃止を検討します。

3カ年の取り組み内容

平成20年度において条例改正などを行い、その周知に努め、平成21年度に廃止しました。

③公共施設の統廃合や管理運営のあり方の見直し

○廃止の検討4（窓口センター）

窓口センター(長野・千代田)は本庁舎に近接していることや効率性の観点から廃止を検討します。

3カ年の取り組み内容

平成22年9月30日付で、千代田窓口センター・長野窓口センターを廃止しました。代わりに、三日市窓口センターは毎週土・日曜日に開設し、市民の利便を図るため、住民票、印鑑登録証明書等の交付を行っています。

③公共施設の統廃合や管理運営のあり方の見直し

○統合化の検討2（郷土資料館）

郷土資料館は、立地条件や施設利用者数の向上の観点から他施設との統合の検討を行います。

3カ年の取り組み内容

市民の郷土理解を進めるため、歴史・芸術・民俗などに関する資料を収集し、保管・展示を郷土資料館で行っていました。一般公開は11月28日をもって終了、平成23年度からふれあい考古館と統合し、ふるさと歴史学習館(くろまる館)としてオープンします。

③公共施設の統廃合や管理運営のあり方の見直し

○施設管理運営経費の縮減1（経費全般の縮減）

公共施設の管理運営経費については、光熱水費や消耗品等の一層の縮減に努め、業務委託についても仕様の見直しなどにより、徹底した経費の縮減に努めます。

3カ年の取り組み内容

公共施設の管理運営経費については、指定管理者制度の導入を検討するとともに、既に導入されている施設では管理範囲の見直しを行い、光熱水費や消耗品に関しては徹底した節減を行い、経費削減に努めました。

③公共施設の統廃合や管理運営のあり方の見直し

○協働による管理運営の検討1（街区公園や緑地など）

街区公園や緑地などの維持管理について地域住民との協働により運営する方策を検討します。

3カ年の取り組み内容

毎年度1団体とアドプト・パークの合意書を交わしてきました。

③公共施設の統廃合や管理運営のあり方の見直し

○協働による管理運営の検討2（公民館）

公民館運営について各種講座の開催や施設管理など利用者と協働した取り組みを推進します。

3カ年の取り組み内容

利用者による館内清掃や、体験講座の開催など、市民との協働における活動が、全公民館において、実施されています。

④特別会計の経営改善

○国保会計1（徴収率の向上）

国保事業運営の安定のため、引き続き保険料の徴収率の向上に努めます。

3カ年の取り組み内容

平成20、21年度において徴収困難事案について、債権回収担当への引継ぎの実施や、毎年度徴収内部研修を行い徴収ノウハウの蓄積・向上に努めました。また、月1回の夜間電話催告や日曜臨時窓口の開設、長期滞納世帯に対する訪問などを実施しました。

④特別会計の経営改善

○国保会計2（国保料賦課限度額の見直し）

賦課割合の平準化と負担の公平化を図るため、国保料賦課限度額を国基準とする方向で検討します。

3カ年の取り組み内容

賦課限度額を国基準とする方向で検討するという方針に則り、賦課限度額の引き上げで所得再分配を行い、低所得・中所得と高所得との保険料の平準化と負担の公平性を図りました。

④特別会計の経営改善

○国保会計3（前納報奨金）

公平性の観点から前納報奨金の廃止を検討します。

3カ年の取り組み内容

平成20年度から前納報奨金を廃止しました。

④特別会計の経営改善

○下水道会計1（下水道使用料の見直しなど）

下水道事業の独立採算の観点から経営の健全化を図るため、下水道使用料の見直しや徴収率の向上に努めます。

3カ年の取り組み内容

下水道使用料の見直しに関しては、平均14.4%の引き上げ改正を行い経営の健全化を推し進めました。

④特別会計の経営改善

○下水道会計3（繰上償還）

公的資金の繰上償還（補償金なし）を行い、高金利地方債の公債費負担軽減を図ります。

3カ年の取り組み内容

平成20年、21年度に繰上償還を行いました。

④特別会計の経営改善

○水道会計1（水道料金の見直しなど）

水道事業の経営計画を構築するとともに水道料金の見直しを行います。

3か年の取り組み内容

平成20年度に水道料金の見直しを実施しました。

(2)市民サービスの再構築

財政健全化プログラム【視点2】

①サービスの再構築

○扶助費の見直し1（高齢者バス等優待乗車助成など）

市単独扶助については、再構築を図り新たな施策に対応するため見直しを図ることとし、重度障害者タクシー料金助成、高齢者バス等優待乗車助成、はりきゅうマッサージ施術費助成、敬老金などについて廃止を検討します。

3か年の取り組み内容

平成20年度にはりきゅうマッサージ施術費助成事業実施要綱及び敬老金給付条例を廃止、平成21年度より高齢者バス等優待乗車助成を廃止しました。

①サービスの再構築

○扶助費の見直し2（老人医療費助成など）

老人医療費助成、乳幼児医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、重度障害者医療費助成について所得に応じた応分の負担を求める観点から所得制限や自己負担の導入を検討します。

3か年の取り組み内容

老人医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、重度障害者医療費助成について所得に応じた応分の負担を求める観点から所得制限の導入を平成21年度から実施しました。

①サービスの再構築

○補助費の見直し2（単独浄化槽清掃費補助金）

合併浄化槽推進の観点から単独浄化槽清掃費補助金について廃止を検討します。

3か年の取り組み内容

平成20年度より単独浄化槽清掃費補助金の廃止しました。

①サービスの再構築

○補助費の見直し3（生ゴミ処理機購入費補助金）

生ゴミ処理機購入費補助金については、市民のごみ減量意識の向上が図られてきたことにより廃止を検討します。

3カ年の取り組み内容

市民のごみ減量意識の向上が図られてきたことから、生ゴミ処理機購入費補助金を平成20年度に廃止しました。

①サービスの再構築

○補助費の見直し6（集会所整備事業補助金）

集会所整備事業補助金については、補助内容等について検討を行います。

3カ年の取り組み内容

平成21年度において集会所整備事業補助金要綱を改正しました。

①サービスの再構築

○その他1（各種がん検診事業委託料など）

各種がん検診事業委託料などの委託単価を見直します。

3カ年の取り組み内容

平成20年度より、一部のがん検診の委託単価を減額しました。

①サービスの再構築

○その他2（勤労者生活資金融資事業）

勤労者生活資金融資事業については、利用者状況等を見極めたうえで廃止を検討します。

3カ年の取り組み内容

平成20年度に事業廃止を検討し、平成21年度に制度を廃止しました。

①サービスの再構築

○施策の再構築の視点・方向性1（税源涵養や定住促進）

①税源涵養や定住促進に結びつく施策の展開産業の活性化など税源涵養に結びつく施策や定住促進に結びつく施策を積極的に展開することにより、市税の増収を図ります。＜方向性＞・地場産業の活性化と地産地消の推進・遊休農地の活用促進・地域資源を活かした観光産業振興・中小企業の活性化と雇用の創出

3カ年の取り組み内容

高野街道や文化財など地域資源を活用した観光振興施策と、農業研修や農産物直売所の売上向上の支援など農業振興施策を実施しました。

①サービスの再構築

○施策の再構築の視点・方向性2（新たな価値の形成）

②河内長野市の新たな価値を形成する施策の展開本プログラムの改革により、見直すべきところは見直しながら、住み続けたい・住んでよかったと実感できる河内長野市の新たな価値を形成する施策を展開します。＜方向性＞・子育てや子育てに関する施策の充実・高齢者や障害者に対するセーフティーネット・地域の実情にあった最適な公共交通ネットワークの確立・教育力向上や次世代育成のための施策推進

3カ年の取り組み内容

施策再構築の方向性を全庁的に検討し、できるものから実施しました。

①サービスの再構築

○施策の再構築の視点・方向性3（市民協働の推進）

③市民協働の推進市民協働を推進することにより、よりきめ細やかなサービスへの対応と、市民満足度の向上を図り、自律性の高いまちづくりを目指します。＜方向性＞・協働推進のための環境整備・新たな支え合いのしくみづくり・地域を支える人材の育成

3カ年の取り組み内容

本市が実施している市民サービスの検討を行い、協働事業提案制度を導入しました。

②サービス供給主体の見直し

○民間委託の検討2（地域包括支援センター運営業務）

地域包括支援センター運営業務については、社会福祉法人等への委託を検討します。

3カ年の取り組み内容

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく安心して生活できるように、心身の健康の保持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助や支援を包括的に行うため、東部・西部・中部地域の3カ所に地域包括支援センターを設置しました。

(3)投資的経費の抑制と将来債務の軽減 財政健全化プログラム【視点3】

①事業優先度の明確化による投資的経費の抑制 (事業優先度の明確化による投資的経費の抑制)

普通建設事業については、事業年度の延伸や規模の縮小を行っていますが、更に事業の優先度や熟度を明確にし、事業費の平準化を図ります。また、新規事業は抑制の観点から戦略性、緊急性の高い事業に限るものとします。《判断基準等は財政健全化プログラム本体を参照》公共施設を良好な状態で管理していくためには、計画的に前もって改修を実施する「予防保全」が必要です。厳しい財政状況下においては、限界があるため下記「基本方針」により取り組むこととします。

3カ年の取り組み内容

実施計画の策定に当たり、事業の優先度や熟度を明確にした採択を行いました。

②市債の新規発行の抑制および繰上償還の実施 ○市債の新規発行の抑制

市債の新規発行の抑制により公債費の圧縮を図ります。

3カ年の取り組み内容

土地開発公社が先行取得してきた土地について、金利負担などにより簿価が増加しているため、第三セクター等改革推進債などを活用し、市が買い取ることで、後年度における金利負担を軽減させました。

②市債の新規発行の抑制および繰上償還の実施 ○繰上償還の実施

公的資金の繰上償還(補償金なし)を行い、高金利地方債の公債費負担軽減を図ります。

3カ年の取り組み内容

平成20年度において、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対して、年利7%以上を対象として繰上償還を実施しました。

(4)歳入の確保 財政健全化プログラム【視点4】

①市税等の収入の確保 ○市税等徴収率の向上1 (課税客体の把握など)

市税について課税客体の的確な把握と徴収率の向上を図ります。

3カ年の取り組み内容

税務署、府税事務所との連携を図り、支払調書の点検や扶養状況のチェックなどにより適正な課税に努めました。また、土地・家屋・航空写真の活用や市内巡回による課税漏れの防止などにより、課税客体の適正な把握及び課税を行いました。

①市税等の収入の確保

○市税等徴収率の向上2（保育料などの徴収率向上）

保育料、市営住宅使用料、放課後児童会負担金などの徴収率の向上を図ります。

3カ年の取り組み内容

保育料について、口座振替推進及び未納者への督促催告を行い徴収率の向上を図りました。市営住宅使用料については、滞納者への納付指導にかかる要綱の制定、要綱に基づく指導を実施し、口座振替を実施しました。

②受益者負担の適正化

○有料化の検討（公共施設の駐車場など）

市民負担の公平性や他団体の動向などを把握し、各種サービスに対する受益者負担の適正化を図ります。公共施設の駐車場、福祉センター錦溪苑・地域福祉センターの入浴施設、健康診査・各種がん検診、衛生害虫駆除などの有料化の検討を行います。

3カ年の取り組み内容

福祉センターの浴場使用料の徴収を開始し、また、衛生害虫駆除の業務委託を廃止し、駆除業者などを紹介することとしました。公共施設の駐車場有料化については、スポーツ施設の駐車場有料化にむけた課題の抽出を行いました。

②受益者負担の適正化

○見直しの検討3（事業系ごみ処理手数料など）

事業系ごみ処理手数料などの手数料について見直しを検討します。

3カ年の取り組み内容

平成20年度に条例を改正し、事業系ごみ処理手数料の見直しを行いました。

③未利用財産の有効活用と売却

○不要品の売却（動産）1（不要物品全般）

不要となった物品の売却を行います。

3カ年の取り組み内容

平成20年度からインターネット入札により不用となった物品の売却を実施しました。

③未利用財産の有効活用と売却

○不要品の売却(動産)2 (放置自転車)

放置自転車の売却について検討します。



3カ年の取り組み内容

平成21年度より市登録業者(有価物引取)の中から選定した業者と売却契約(単価契約)を締結するとともに、売却を実施しました。

④その他の収入の確保

○広告料収入

公共物や印刷物についても広告を掲載することにより財源確保を図ります。



3カ年の取り組み内容

広報紙や市ホームページを始め、ディスプレイ表示、ポスターなどの各種印刷物、施設の壁面やエレベータなどの市有財産への有料広告の掲載や、封筒、市民向け案内はがきなどの広告付物品の無償提供などにより広告料収入の確保を図りました。

④その他の収入の確保

○新規財源2 (文化財デジタルアーカイブ)

文化財デジタルアーカイブ素材の有償販売を検討します。



3カ年の取り組み内容

文化財デジタルアーカイブ素材のコンテンツを充実させ、その販売システムの委託契約を実施しました。

【用語解説】

※1 モックルめーる

河内長野市の行政情報を、電子メールにより希望者のパソコンや携帯電話に向けて配信するサービスで、安全安心情報の配信を最初の取り組みとして、平成18年5月から運用を開始しました。

※2 パブリック・コメント

市の施策等について、事前にその案を公表し広く意見を求め、提出された意見を考慮して市の意思決定を行うとともに、考え方を明らかにする一連の手続のこと。

※3 バランス・シート

いわゆる貸借対照表のことで、資産と負債を対比させて、ある時点での財政状況を表す財務諸表の一つ。左右（借方・貸方）の合計が常に同じでなければならないことからバランスシートと呼ばれます。

※4 ボランティアアドバイザー

自らもボランティアをされており、これからボランティアを始めようとする人やすでに活動している人に同じボランティアの立場で相談にのったり、アドバイスする人のこと。

※5 コーディネート

全体が調和するよう、各部を調整しまとめること。

※6 ファシリテーター

「援助者、促進者」という意味があり、会議などの参加者が対等な立場で意見を言い合い、より民主的に会議を進める役割があります。意見をコントロールするのではなく、進行をコントロールするのが特徴です。

※7 アウトソーシング

ここでは、民営化、外部委託などにより民間活力の有する専門性や機動性、ノウハウを活用して公共サービスの提供および行政内部の業務を行うこと。

※8 CS

顧客満足(Customer satisfaction の略)のこと。